

安倍元首相の「国葬」に関わって

「国葬」及びそれに準ずる式典における弔意の強制に反対する要請書提出!!

8月4日、兵庫教組は高教組と共に、政府が閣議決定をして進めようとしている安倍元首相の「国葬」について県教委に「弔意の強制に反対する要請書」を提出し折衝を行いました。折衝では、「国葬」が国会の審議を経ず世論の反対が半数近くになる状態の中、「閣議決定」で行うことの問題に触れた上で、国や行政が学校等に対して弔意の表明を指示することは、憲法19条の思想・信条の自由に抵触するなど、とうてい容認することは出来ないとし、次の2項目を要望しました。

1. 兵庫県教育委員会は、学校に対しあらゆる弔意の表明を強制しないこと。
2. 市町教育委員会についても、教育事務所を通じて同様の指導を行うこと。

対応した県教委総務課の水川副課長は「要請の趣旨は理解した」としつつも「国から通知が下りてくれば何らかの判断をすることになるだろう」とも回答しており、今後十分注意が必要です。また、市町教委には『仮に何らかの通知が発出されたとしても、子ども達と教職員に弔意の表明を強制することがないようにすること』とした要請書の提出も準備していく必要があります。さらに、組合がこういったとりくみを行っていることを広く情宣し、職場で、「弔意の表明を強要するのはおかしい」と言った世論を作っていくことも大切です。

8月3日兵庫教組第17回常任執行委員会で確認した書記長談話

【談話】安倍晋三元首相の「国葬」実施に反対する

兵庫教職員組合 書記長 永峰博義

政府は7月22日、安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行うと閣議決定しました。「国葬令」が1947年に失効し、現行法には「国葬」の規定はありません。1967年に吉田茂元首相の「国葬儀」が行われた例があるのみで、「国葬」の実施は極めて異例なものです。

多くの国民は、参議院選挙の遊説中に銃撃され不慮の死を遂げた安倍元首相を追悼する思いを持ち、いかなる理由があろうとも暴力によっていのちを奪う行為を許すことができないと考えています。しかし、「国葬」の実施について国民的な合意がないことは明らかです。「国葬」は安倍氏の政治を美化し、故人への賛美を国民に強要することにほかならず、民主主義を損なうものです。

政府は、安倍氏が歴代最長の通算8年8か月の間、首相を務めたことなどを「国葬」実施の理由としました。しかし、私たちは2度にわたる安倍政権のもとで行われてきたことをなかつたことにすることはできません。第1次政権では教育基本法が改悪され、教育現場に安倍「教育再生」が押しつけられました。さらに先日廃止になった教員免許更新制も導入されました。第2次政権では国民の多くの声を無視し、数の力で数々の悪法を強行採決で成立させました。特定秘密保護法強行成立、武器輸出三原則の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定、戦争法(安保関連法)の強行成立、盗聴法の範囲拡大、共謀罪(組織的犯罪処罰法)強行成立などです。さらに政権引退後もロシアのウクライナ侵攻を口実に、「敵基地攻撃能力の強化」や「核共有」という言葉まで使用し、憲法9条を改悪し、なりふり構わず日本を戦争できる国へと進めようとしてきました。また、新自由主義的な経済政策である「アベノミクス」は、貧困と格差の拡大を深刻化させました。森友・加計学園問題や桜を見る会など権力の私物化をすすめ、国会の議論を軽視し、「改竄・隠蔽・忖度」など政治の劣化もすすみました。

安倍政権が行ってきたことは、功績大と一方的に美化されるものではありません。まして、法的根拠のない中で、一度も国会審議を経ず、閣議決定のみで全額国費(税金)で賄われる「国葬」の実施には、共同通信実施の世論調査でも「53%が反対、賛成は45%」と国民の半数近くが反対の声をあげていることがわかりました。

私たちは、弔意を表すかどうかは個人の自由に委ねられているものと判断します。「国葬」が実施され、学校を含む官公庁に弔旗掲揚等が強制されるとすれば、子どもや教職員に弔意を押しつけることになります。憲法第19条の思想・信条の自由の保障に抵触し、個人の内心を統制することにほかならず、許されません。

兵庫教職員組合は、安倍元首相の「国葬」実施に強く抗議し、反対を表明します。同時に、現場の児童生徒や教職員に「半旗の掲揚の強制」や、「黙とうの強制」など、いかなる弔意の押し付けにも反対します。あわせて多くの人々と力を合わせ、憲法をいかし、民主主義にもとづく政治の実現と、一人ひとりを大切に教育と社会の実現を求める決意を表明します。